

役員等報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団（以下「財団」という。）定款第13条、第29条、第44条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 本規程において、用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わない。退職手当は支給しないものとする。
- 二 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、特別手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬額)

- 第3条 評議員の報酬は、定款第13条の定めた全評議員の年額の総額の範囲内において、評議員会に出席した場合、1日につき20,000円とする。
- 2 理事及び監事の報酬は、理事会、評議員会に出席した場合、1日につき20,000円とする。
- 3 監事による会計・業務監査の報酬は、年200,000円とする。
- 4 賛助会員会社に所属する役員等については、第1項、第2項及び第3項に関して、無報酬とする。

(旅費交通費の支給)

第4条 役員等が遠隔地から評議員会及び理事会に出席するため、特別の経費を要する場合には、財団の役職員旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(支給方法)

第5条 第3条の報酬額及び前条の旅費交通費は、評議員会及び理事会に出席する都度、現金により支給する。ただし、監事による会計・業務監査の報酬は、年度末に支給する。

(公表)

第6条 財団は、本規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

役員等報酬規程

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 本規程の実施に関し必要な事項は、代表理事（理事長）が別に定める。

<附則>

(適用日)

第1条 本規程は、2010年12月1日より適用する。

2018年11月1日改正